第2章 「地域照明環境計画」の策定

2-1 計画策定手順

地域照明環境計画を策定する場合の標準的な流れを示すと以下のようになる。基本的には、 各自治体の地域環境基本計画の策定手順と同様なものである。

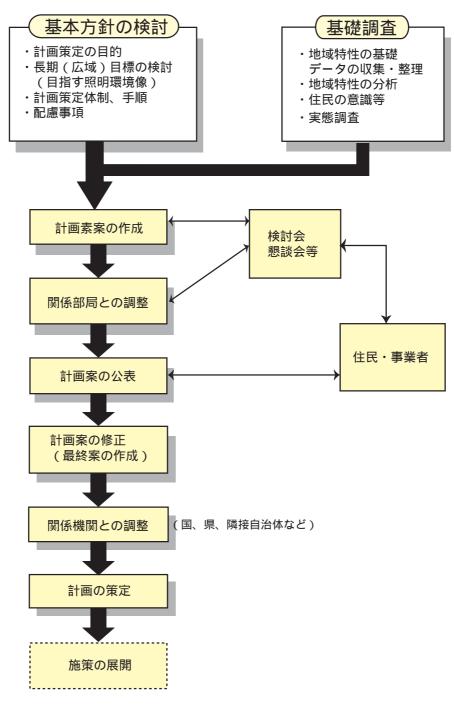


図 - 2 - 1 地域照明環境計画の策定フロー

(1) 基本方針の検討

ここで、地域照明環境計画の策定の目的を関係者間で明確にしておくことと、策定体制、策定手順を明確にしておくことが必要である。また、地域全体が目指すべき長期的な目標についても原案を作成しておく必要が考えられる。目標設定のポイントについては、次節に示す。

「地域照明環境計画」の策定の考え方

本マニュアルは、地域環境施策を考えていく中で、「光害」への対応をどのように考えていくかという考え方を示したものである。本書にある手順に従って計画を作ることが望ましいが、 具体的な計画を作らないまでも、ここでの考え方を踏まえることにより、地域環境計画等を検 討していく中で、光害への取り組み方をより明確にしていくことが出来るものであると考えている。地域環境計画やその実行計画の中で、具体的な目標や行動プランを示してもよいと考えられる。

「地域照明環境計画」を策定するメリット

自治体内部、住民を含めて、目指すべき「地域照明環境」の目標を共有することができることが、最大のメリットである。地域照明環境計画の策定は、具体的な実行項目を検討する上での基盤となるものである。

(2) 基礎調査

ここで、地域の特性を分析して、光害という観点から地域の特性を見直すことが必要である。 これらの地域特性分析のポイントを次節に示す。

また、地域特性を考える上で、最も基本になるデータは、地域内における屋外照明量であるが、これらのデータは自治体内においても、すぐに利用できる形にはなっていない場合が多いと考えられる。また、自治体が所管しない照明(民間事業者、国などが所管)の照明については、データが存在しないあるいは、データの入手が困難な場合も想定される。このような場合は、地域全体の照明量について大雑把に把握する推計を行うしかなく、その方法を第4-1節で示す。

(3) 計画案の調整

策定された計画案については、関係部局との調整、住民への公開等を通して修正を行ってい く。場合によっては、住民代表を含めて委員会・懇談会の設置による検討も有効である。

地域照明環境計画の基本的な構成

- 1.「地域照明環境計画」の策定の主旨
 - 1-1 計画の策定の背景と必要性
 - 1 2 計画の構成

2. 地域特性

- 2 1 地勢・位置
- 2-2 社会特性 (人口、社会・経済状況、産業動向、その他歴史的背景等)
- 2-3 地域の自然環境の状況
- 2-4 土地利用状況
- 3.屋外照明の状況
 - 3-1 各地区の屋外照明の状況
 - 3-2 屋外照明に関する既存規定 (景観地区の有無、景観条例、広告物条例など)
- 4.「地域照明環境計画」
 - 4-1 地域内の屋外照明の状況の検討、分析
 - 4-2 広域目標の設定(環境照明類型の設定)
 - 4 3 地域目標達成のための各主体の役割と取組むべき方向性 (行政、事業者、住民)
 - 4-4 地区目標の設定の検討
- 5.「地区照明環境計画」の策定
 - 5 1 地区内の屋外照明の状況の検討
 - 5-2 地区目標の詳細
 - 5 3 目標達成のための各主体の役割と実行項目
 - 5 4 地域目標達成のための各主体の役割と取組むべき方向性 (行政、事業者、住民)

2-2 計画策定におけるポイント

地域照明環境計画を策定をする上で、大きなポイントとなる部分は、地区区分や地区目標の 設定のための地域特性分析の部分であると考えられる。以下にこれらを行う場合の方向性を提 案する。

(1) 地域分析の方法のポイント

(光害に関係する可能性のある要素) 自然環境の状況 土地利用状況 交通網 地域環境計画の設定 関連法規等 景観条例指定地区 地域照明環境計画の地区設定 > 住民への障害光が起こり得る可能性 ➤ 地区B 自然環境 × 幹線道路 野生動植物への影響の可能性 図 - 2 - 2 地区分析のイメージ

47

照明環境を考える上で関連する地域データを用意する。

主なもの: 自然環境の状況(野生動植物の分布など)

農作物の状況 土地利用状況 道路網の状況

景観照明 (ライトアップ)を行っている施設

過去の光害に関する苦情とその発生場所

天文関連施設の有無 など

各地区別に関連する法規、計画を整理する。

主なもの : 景観条例 (景観指定地区、風致地区)

広告物条例(禁止地区、許可地区)

地域環境計画における地区区分と目標設定

各地区のデータ及び法規・施策の状況から、起こる可能性のある光害を地区区分ごとにまとめる。

(例)土地利用(農地)×幹線道路 農作物への影響の可能性 商業地 ×住宅地 障害光の発生の可能性

地区ごとの目標の設定

地区ごとに目標の設定を行う。次節(2)参照。

長期目標、全体目標の設定

次節で述べるように、必ずしも地区目標と長期目標が区分可能とは限らないため、 は同時に検討するのがよいと考えられる。

(2) 目標類型設定におけるポイント

目標類型を選択する場合の考慮点は、以下のようになる。

- ・照明密度、照明量
- ・各地域において主となる照明種類(道路照明、街路灯、商業活動など)
- ・地域の特性(自然環境など)
- ・起こり得る光害の種類
- ・地域の意向、目標

目標設定をどのように実施するか?

- 1)各地区ごとに、照明密度、地域において主となる照明種別、起こり得る障害の可能性などを考慮し、表 2 1 などを参照し、照明環境類型を設定する。
- 2)同時に、地区別の目標を設定する(表 2 1の目標例を参照)。
- 3)地域特性、地域の意向に応じて、さらに目標設定に自治体独自の特色を設けていく。

例1)天文施設のある自治体:「星空の町」の実現を目指す。

例 2) 都市圏の自治体 : 「環境調和型の夜景」の実現を目指す。 例 3) 観光地のある自治体 : 「環境と演出の高度な調和」の実現。

この4つの分類から目標を選定しなければならないのか?

この4つの地域照明環境類型は、それぞれの地域について、屋外照明環境という視点から、 地域の性格を考え直すために実施するものであることを意識する必要がある。必ずしも、厳密 にいずれかの分類を選定しなければならないというものではないと考えられる。

自治体全体で一つの長期目標を設定しなければならないのか?

『光害ガイドライン』においては、1自治体で1つの長期目標を設定するような記述となっているが、各自治体の地域特性に応じて、地域内をいくつかに区分して、複数の長期目標を設定してもよい。

例:自治体南部:住宅地、商業地 目標類型

北部:田園、山間部 目標類型

このため、ガイドラインにおいては、長期目標として、自治体で一つの目標を設定し、その中でさらに地区別の目標を設定するような形式になっているが、この場合、地域全体の目標と地区目標の明確に区分することが難しくなる場合も考えられ、柔軟に考えていく必要がある。

「照明を減らす」のが目的か?

目標設定において、照明の絶対量や照明密度を減らすことを目的とするべきではない。適切な配慮がなされた照明器具の比率を増やしていくことが重要である。もちろん適切さを追い求める過程で、結果的に過剰な照明を削減する場合もある。

また、4つの照明類型の中で地域照明環境 が最も優れているというわけではない。天文観測という側面だけで見れば、確かにそうであるが、それぞれの照明はそれぞれの目的があって設置されている。人口が集中する地区では、照明の絶対量も増えるのは当然である。地区内に設置されている照明のうち、とれだけの割合の照明が適切に設置されているかを考えることが重要である。

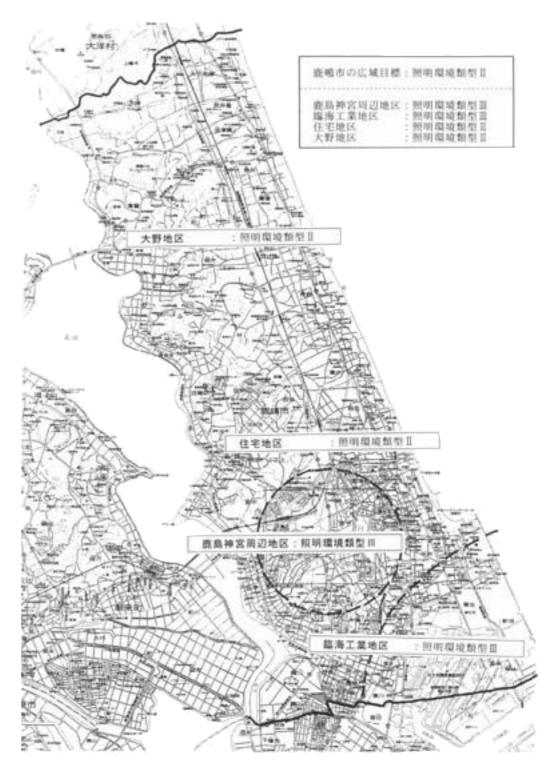


図 - 2 - 3 鹿嶋市における地域照明環境類型の設定 (「鹿嶋市地域照明環境計画」より)

表 - 2 - 1 地域類型を選択するときの要素と目標設定例

照明環境類型	地域対象 イメージ	照明 密度	主となる 照明種別	起こり得る 障害・影響	目標設定例
照明環境 : (「あんぜん」 の照明環境)	自然公園 自然景観地域 田園	小	集落周辺の防犯灯	・野生動植物への 影響 ・昆虫の誘引 ・農作物への影響	・自然環境、農作物への影響に配慮した防犯 灯、街路灯の設置
			カーブ、橋梁部などに局所的に設置された道路灯街路灯、道路灯	・野生動植物への 影響 ・昆虫の誘引 ・農作物への影響 ・運転者の視覚の	・自然環境、農作物への影響に配慮した道路灯の設置 ・周辺の光環境とバランスのとれ
				妨げ	た照明の設定
照明環境 : (「あんしん」 の照明環境)	里地、郊外 田園・山間 地域の集落・ 町・村など		集落・市街部の 街路灯、道路灯	・農作物への影響 ・昆虫の誘引 ・居住者への影響	・農作物への影響に配慮した防犯 灯、街路灯の設置 ・居住者への障害の防止
	M) 137&C		主要道路沿いの 道路灯	・農作物への影響 ・昆虫の誘引 ・居住者への影響 ・運転者の視覚の 妨げ	・農作物への影響に配慮した道路 灯の設置 ・居住者への障害の防止 ・周辺の光環境とバランスのとれ た照明の設定
照明環境 : (「やすらぎ」の照明環境)	地方都市の 周辺、 大都市周辺 住宅地、 市街地 (工業地域)		市街地、住宅地の 街路灯、道路灯	・居住者への影響・歩行者への影響	・居住者への障害の防止と住環境 整備の両立
			主要道路沿いの 道路灯	・居住者への影響 ・運転者の視覚の 妨げ	・居住者への障害の防止 ・周辺の光環境とバランスのとれ た照明の設定
	など		主要道路沿いの商業施設の照明	・居住者への影響 ・運転者の視覚の 妨げ	・商業施設の照明の適正化 ・広告物、広告行為における障害 の防止
照明環境 : (「たのしみ」 の照明環境)	都市中心部・ 繁華街、 商店街、 オフィス街など		都市中心部の街路 灯、道路灯 商業集積地区の 商業施設の照明	・歩行者、運転者 の視覚の妨げ ・過剰な光の氾濫 (上空への光の漏洩) ・不快なグレア	・街路灯、道路灯のグレアの低減・都市夜景のデザイン性の向上
		↓ ★	商業集積地区の 広告物	・過剰な光の氾濫 (上空への光の漏洩)	・広告物、広告行為における光の 使用の適正化
共通事項	観光地		景観照明	(周辺環境により) 各種障害の可能性	・環境調和型の景観照明を目指す (景観と障害光低減の両立)